

学校保存

平成30年度
法制問題に関する調査報告書

佐賀県公立学校教頭会 法制部

はじめに

本冊子は、現在の学校現場を取り巻く諸問題に対して、法制的な根拠を基に適切に対応することができるよう、様々な具体的事例に対する対処方法や法的根拠を示すことで、教頭の実践的な資質向上を図ることを目的として編集されています。

平成30年度も、佐賀県内各教頭会支部での検討・研修会を経て、約60件の法制問題に関する資料を提供していただきました。寄せられた問題事例の中から、過去の法制資料、教育必携、教職員の服務要覧等を参考に研究を重ね、6件の事例について提示しています。今後、学校に保存いただき、類似の事例に対応するときの参考にしたり、各地区での研修会で活用したりしていただければ幸いです。

なお、本冊子の各設問に対する回答は、原則的な取扱いです。実際の事例に対応する場合は、個々の事情を考慮し、関係法令等に照らし合わせて、適切に処理することに留意してください。

平成30年度 佐賀県公立学校教頭会法制部

目 次

1 学校運営に関すること

【設問1】学校事務職員の職務について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 P

2 体育保健・安全等に関すること

【設問2】夏季休業中のプール開放時に発生した事故に対する学校責任について・・・・・・・・ 4 P

3 保護者対応に関すること

【設問3】保護者対応における個人情報の取扱いについて・・・・ 6 P

4 職員の服務に関すること

【設問4-1】教職員が国体参加する場合の取扱いについて・・・・ 7 P

【設問4-2】週休日の県外出張の振替について・・・・・・・・・・・・ 7 P

5 諸帳簿整理に関すること

【設問5】旅費が発生しない出張に係る表簿の記入について・・・・ 8 P

(参考資料)

「職免等取扱い事例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 P

1 学校運営に関すること

【設問 1】学校事務職員の業務について

学校現場が抱える様々な課題への対応には、「チーム学校」の推進が図られている。学校教育法が「事務職員は、事務をつかさどる」と改正され、事務職員が果たす役割も変化している。そこで、従来教職員が行ってきた業務をどの程度事務職員に分担させられるのかを検討したい。

◎ 回答

1 標準的職務の考え方

市町立小学校、中学校、義務教育学校教育行政職の標準的職務については、平成 30 年 8 月 31 日付け教委教第 1156 号で通知された。標準的職務の考え方は以下の通りである。

- (1) 教育行政職員は、学校組織マネジメントによる効果的な業務遂行や業務効率化を行うための重要な学校経営担当職員である。教頭、主幹教諭等とともに校長を補佐して学校経営を担っている。
教育行政職員の標準的職務は、参画する範囲に応じ、教育職員と協働で行う事務を含め、その事務をつかさどる範囲として掲げたものである。
- (2) 職務内容は、標準的なものであるので、学校規模、教育行政職員の経験年数、人員、学校運営支援室の状況等を考慮するとともに、教育行政職員の過重負担にならないように留意すること。
- (3) この一覧表は、主として教育行政職員が中心となって行う事務や教育職員と協働で行う事務の範囲を示したものであり、校長の校務分掌決定の中で、上記「2(2)」や、事務の性質・内容によっては、教育行政職員以外の職員が担当する場合もある。
- (4) 教育行政職員の専門性が十分発揮されるよう、既存業務の効率化や改善が行うよう留意すること。

2 教育行政職員の標準的職務

(1) 教育行政職員が参画する職務

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校経営	企画運営に関すること	職員会議・企画運営委員会等への参画
		学校評価・関係者評価・第三者評価の企画・参画、結果分析
		学校評議員会事務局事務、学校運営協議会
	諸規定に関すること	校内諸規定の制定、改廃関係事務
	渉外に関すること	官公庁、PTA、その他団体との渉外関係事務
広報に関すること	広報誌（学校だより、パンフレット等）作成業務、学校HP管理業務	

	危機管理に関すること	安全確認・点検業務、学校安全・危機管理啓発、緊急事態対応にかかる事務
	学校事務全般	学校事務全般に係る指導、助言
	事務室経営	事務室の運営・総括、校内各組織との連絡調整
	所属長の指示する職務	上記以外で所属長が指示する（認める）業務

(2) 教育行政職員がつかさどる職務

区分	職務内容	職務内容関係事務
総務	文書に関すること	文書関係事務
		学校備付簿等の管理・保存事務
	情報に関すること	学校が保有する個人情報保護の推進
		情報管理、情報公開の推進及び連絡調整
		人材情報の蓄積及び活用推進
	各種証明に関すること	教職員に係る証明関係事務
	調査統計に関すること	学校基本調査、その他調査統計関係事務
	人事事務に関すること	採用、異動、退職関係事務
		人事記録（履歴書等）関係事務
		その他人事関係事務
	サービスに関すること	出勤簿等諸帳簿の整理保管関係事務
		その他サービス関係事務
福利厚生に関すること	公立学校共済組合、教職員互助会関係事務	
	公務災害関係事務	
	その他福利厚生関係事務	
管財	施設・設備に関すること	施設・設備維持・管理関係事務
		その他施設・設備関係事務
	物品に関すること	物品の維持・管理関係事務
		その他物品関係事務
財務	予算決算に関すること	予算編成、予算管理、決算関係事務
		予算執行・契約
	監査・検査に関すること	監査・検査関係事務
	納付金に関すること	計画、執行、決算関係事務
		修学旅行関係業務
給与	給与に関すること	給与関係及び諸手当認定事務
		年末調整・県市町村民税関係事務

		昇給昇格関係事務
		その他給与関係事務
	旅費に関すること	旅費の予算管理、請求及び支給等関係事務 その他旅費関係事務
学務	就学援助に関すること	就学援助関係事務
	学籍に関すること	児童・生徒の名簿管理業務
		児童生徒の転出転入等学籍事務
	教科書に関すること	教科書給与関係事務
証明書に関すること	児童・生徒に係る各種証明書発行事務	
その他	統括事務長の指示する業務	調査・集約、情報伝達、連絡調整等

3 標準的職務について

平成 29 年の学校教育法の改正以来、各市町において教育行政職員（事務職員）の業務改善が行われてきている。しかし、業務の内容は、市町によって差異があり、必ずしも統一されたものではない。

今回通知された教育行政職員の標準的職務に関して、従来教職員の業務であり教育行政職員に任せていなかった内容は次のものである。（ある市町での調査）

（１）教育行政職員が参画する職務

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校経営	企画運営に関すること	・企画運営委員会への参画 ・学校評価・関係者評価・第三者評価の企画・参画、結果分析
	諸規定に関すること	校内諸規定の制定
	渉外に関すること	P T A との渉外関係事務
	広報に関すること	広報紙作成業務、学校 H P 管理業務

（２）教育行政職員がつかさどる職務

区分	職務内容	職務内容関係事務
総務	情報に関すること	人材情報の蓄積及び活用推進
財務	保護者納付金に関すること	・計画、執行、決算関係事務 ・修学旅行関係業務
学務	学籍に関すること	・児童生徒の名簿管理業務 ・児童生徒の転出転入等学籍事務
	教科書に関すること	教科書給与関係事務
	証明書に関すること	児童生徒に係る各種証明書発行事務

教職員との業務分担において、（２）教育行政職員がつかさどる職務の中で、今後任せる可能性があるものは、

- ① 財務：保護者納付金に関すること
- ② 学務：教科書給与に関すること
- ③ 学務：証明書に関すること

が、挙げられる。①財務：保護者納付金に関することに関しては、すでに教育行政職員が行っている地区もあるが、集金の方法、納入の仕方などを簡素化する工夫が必要であり、他の業務に支障が生じないように配慮しなければならない。また、1 標準的職務の考え方を参酌しながら、教育行政の職員の負担過重にならないようにしなければならない。さらに、市町によって職務の内容に大きな違いが生じないように、各市町教育委員会間で協議し、ある程度統一した方針を立てることが望ましい。

2 体育保健・安全等に関すること

【設問2】夏季休業中のプール開放時に発生した事故に対する学校の責任について

今年の夏は猛暑のため、夏季休業中のプール開放についても神経を使うことが多かった。プール開放が可能かどうかの判断は、学校とPTA会長とで協議をして決めている。しかし、熱中症等の発症により児童生徒あるいは監視人として参加した保護者に事故が起きた場合、責任の所在はどうなるのか。

◎ 回答

夏季休業中のプール開放は、学校教育以外の目的で、PTA が学校に使用を依頼して行われるものである。多くの学校が、外部委託業者や保護者が監視員として現場に立ち会っているであろう。そうした中で事故が起こった場合の責任については、その事故の状況等によっていくつか考えられる。

① 利用者が通常ではない使い方をした場合

監視員から見えない場所で、自ら重りをつけて泳いでいたり、飛び込み禁止であるにもかかわらず、突然プールに飛び込んだりしたといったように、明らかに利用の仕方に問題があり、監視員が監視業務を尽くしても事故が防げなかった場合は、基本的に過失はなく、責任は問われない可能性が大きい。

② 監視業務に不備があった場合

例えば、監視員がプールを注視していなかった場合など、監視員の過失が認められる場合は、委託業者である管理会社や監視員が業務上過失致死傷罪などに問われる可能性がある。

③ プールの施設に問題があった場合

プール施設についての点検・整備等を怠りが認められる場合は、学校側の施設管理に不備があるため、学校側に責任を問われることとなる。

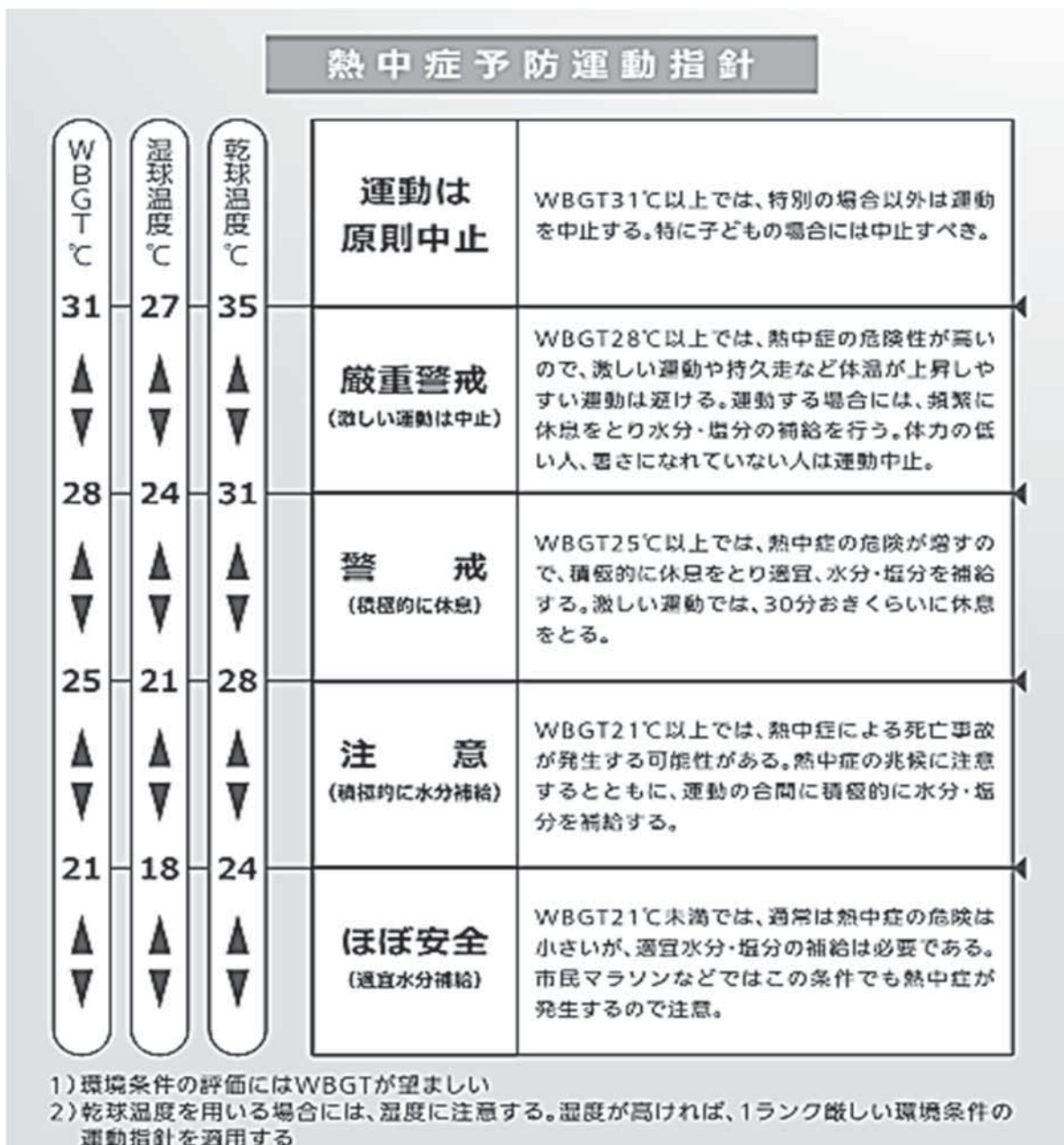
熱中症についても、気象庁から発表される情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意しながら、こまめに水分や塩分を補給させたり休憩を取らせたりしながら、注意深く監視することが必要である。

運動に関する指数は以下のようになっている。しかし、子どもは身長が低く、地面の熱や照り返しの影響を受けやすいため、暑さ指数は大人より0・1～0・3度ほど高いといえる。

また、水の中では汗をかかないと考えがちだが、水中でも発汗や脱水がある。さらに、プールサイドはコンクリートのところが多く、日よけがないので炎天下では運動場などで測定した外気温よりも高温となる。そのため、直射日光による輻射が大きく、水着のみでは輻射熱を遮ることが難しい。

したがって、気象庁や環境省などからの情報等を活用しながら、プール開放を行うかどうか、慎重に検討すべきであろう。

学校側の責任については、どれくらい対策をとったかにかかってくると思われる。



(日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より)

3 保護者対応に関すること

【設問3】保護者対応における個人情報の取扱いについて

児童への指導に保護者が苦情を訴え、管理職と担任が対応することになった。保護者がその内容を記録（ICT 機器）すると言った場合、学校としてその対応内容を録音することに問題はないか。また、訴訟となった場合、学校が録音した内容は証拠として有効となるのか。

◎ 回答

無断で会話を録音する行為が違法であると考えてしまうのは、「隠し撮りをしている」というイメージ、つまり「盗撮」や「盗聴」と同じイメージをもつためだと思われる。「盗聴」という言葉を聞くと、相手のプライバシーを侵害しているイメージを持つため、「盗聴＝犯罪」という考えをもつことは自然であるが、厳密に言えば、会話を相手に無断で録音することと、盗聴では違いがある。

会話当事者の一方が相手方に同意を得ずに録音することを「秘密録音」と言う。これに対して、第三者間における会話を当事者の同意を得ずに録音することが「盗聴」にあたる。なお、第三者が会話当事者の一方のみから同意を得て録音する場合を「同意盗聴」と言うことがある。このように、秘密録音と盗聴とは、厳密に言うと別のことであり、「会話の内容を相手に無断で録音することは盗聴することとは同じ」ではないということになる。

「秘密録音」に関しては他人が実際に話した内容を録音しているわけで、その意味では、他人は自らのプライバシーに関わる内容を開示しているということになる。したがってプライバシーの侵害の程度は、「盗聴」場合に比べれば、低いと考えられる。ただし、その音声データを悪用する場合は、プライバシーの侵害の程度は高くなる。相手に無断で会話を録音したとしても、それ自体は犯罪にあたりとまでは言えない。つまり、学校として対応内容を録音することは、法的には問題はないが、学校・保護者双方にとってよりよい解決を目指すという観点から言えば、保護者の同意を得て録音すべきである。

無断で録音した音声データは証拠になるかという問題に対しては、まず、どのような証拠であれば、裁判に提出できるのか（証拠能力）ということが問題となる。次に、その証拠が裁判官の心証に影響を与えることができるか（証明力）が問題になる。つまり、「証拠になるか」というのは、証拠として提出できるという形式的な資格とも言うべき証拠能力の問題と、裁判官の心証に影響を与えることができるかという、実質的な価値とも言うべき証明力の両方が問題となる。

無断で録音した音声データに証拠能力が認められるか否かについては、東京高裁昭和52年7月15日判決がある。判決を読むと、「著しく反社会的な手段を用いて、人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法」を用いない限りは、証拠能力は否定されないということになる。

このように、たとえ相手に無断であったとしても、録音した音声データの証拠能力

は認められる。もっとも、だからといって、音声データに証明力があるか、つまり、その会話の内容が自らにとって有利な証拠になり得るかという点は別問題である。音声データはあくまでも証拠の一つであって、決定的な証拠であるとは言えないことを十分に認識しておく必要があり、他の書類や写真など、より多くの証拠により事実を証明するように心掛けるほうが大事である。

4 職員の服務に関すること

【設問 4-1】教職員が国体の選手やスタッフとして参加する場合の取扱いについて

教職員が国体の選手やスタッフで参加する場合には職免で対応することに対して、各競技団体が主催する中学生が参加するバレーボールやバスケットボール、女子野球、ソフトボールなど佐賀県選抜チームのスタッフとして参加する場合には年休で対応することになっている。

本校においてもこのように対応しているが、佐賀県の中学生のために力を尽くしてくれている職員に対して、大会参加が年休対応ということに疑問を感じている。

◎ 回答

県費負担教職員に対する職免の判断は、各市町の規定に基づき、各市町教委が判断するものである。

国体等への選手やスタッフでの参加が職免にできるのは、「職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号」の規定により人事委員会の承認を得たものに限る。国体関係は、昭和49年10月1日付け教委教第462号県教育長通知により示されたものに限る。

これによると、国体及び県体の地区予選は可能だが、あくまでも国、県又はこれに準ずる地方公共団体等が主催するものとなる。

また、体育協会役員（組織的なもの）は第2条第3号により職免となるが、チームスタッフは組織的役員ではないので、職免にはならない。

よって、各競技団体の主催する大会は、人事委員会が認めていないので、職免になることはない。後援でも厳しい。

【設問 4-2】週休日の県外出張（1日出張）の振替について

週休日の県外出張（1日出張）の振替の問題で、県の監査では、各種研修大会の日程に移動時間が含まれないため半振扱いになると指摘を受けた。

◎ 回答

【取り扱いについて】

大会等の時間が4時間未満又は7時間45分未満であったとしても、4時間又は7時間45分の振替ができないわけではない。その前後に用務を命じて4時間又は7時

間45分にして、勤務を命ずることができる。用務の中には、受付時間も含めてよいということになっているが、4時間を越えてしまう場合は、あえて含める必要はない。

【処理の仕方】

大会時間の前後に用務を命じる場合、例えば、事前打合せや事後の意見交換、あるいは施設見学等の用務が考えられる。このような場合、開催文書だけでは時間が足らず、4時間又は7時間45分勤務した証拠とはならないので、以下のようなものを添付しておくこと、4時間又は7時間45分勤務したことが確認できる。

- ① 復命書の写し（これがあれば、開催文書などはなくてもよい）
- ② 会議録又は、事前打合せや意見交換した内容がわかるものや資料）
- ③ 施設見学などは、写真等

5 諸帳簿整理に関すること

【設問5】旅費が発生しない出張に係る出張伺兼自家用車校務使用承認簿の記入について

町内に教職員が出張する際、前任校（武雄市）や現任校（江北町）1年目は、旅費が発生しないので、出張伺兼自家用車校務使用承認簿に記入してもらうことはなかった。

しかし、出張する際は自家用車で行くので、事故等にあつたときのことも考えてやはり書くべきではないかと校長先生の提案で今年度から書くようにした。

働き方改革もあり、できるだけ先生方の業務を減らしたいので、絶対書くべきなのか（書かないと事故等の場合不都合が起きるのか）、別に書く必要はないのか。

◎ 回答

「出張」とは旅行命令により学校を離れて業務を行うこと、つまり学校長が命じれば全て出張である。そもそも「校外勤務」という用語は、法的には存在せず、旅費の出ない出張を「校外勤務」にすることは、学校長が業務上必要であると承認しているかどうかである。校務の整理上必要であるなら、校外勤務簿（または校外勤務承認簿）等を作成して整理しておくことが望ましい。

参考資料

職免等取扱事例

1. 職免事例(1)

条例規則	規定	補足	事例	備考
条例 第二条 第一号	○研修を受ける場合	○国または地方公共短大の機関等が計画実施するもので、職務に関係が深く必要度の高い研修 ○退学通信教育のスクーリングに参加するが会い(昭和 39.11.6 教委教第 1116 号) (職務の遂行上必要と認められるもの) 1年につき引き続いて 30 日以内	○大学スクーリング ○上級免許取得のための講習会	○勤務そのものとして命ずるもの(出張) ○勤務に直接関係ないもの(時間外・年休)
条例 第二条 第二号	○構成に関する計画の実施に参加する場合	○県または市町が計画・実施する厚生事業(学校保健安全法に基づく健康診断及び精密検査) ○公立学校共済組合が行う保険事業 ○財団法人佐賀県教育職員互助会が行う保健事業	○胃、心臓、採血等検診 ○人間ドック ○1日検診 ○ライフプラン講習会	○学校栄養職員、調理員の検便(出張)
条例 第二条 第三号	○前 2 号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合	○「規則に専念する義務の特例に関する規則」第 2 条で定める場合		
規則 第二条 第一号	○特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	○同一地方公共団体の臨時又は非常勤の委員等 ○規則第 2 条第 2 号の事例中同一地方公共団体内のものも含む	○明るい選挙推進委員 ○民生(児童)委員推薦委員会委員	○委託状のあるもの ○兼職について服務監督権者の承認を要する(昭和 52. 12. 1 教委教第 597 号による)
規則 第一 一 条 第二 号	○職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	○教特法第 17 条関連(教育に関するもので臨時または非常勤の委員等)	○体育指導委員 ○社会教育委員 ○紗愛教育連絡協議会委員 ○公民館運営審議会委員 ○青少年問題協議会委員 ○社会福祉協議会評議員 ○青少年育成会役員 ○市町史編さん委員 ○文化財保護委員 ○保健所運営協議会委員 ○給食センター運営委員 ○交通安全対策委員会委員	○委託状のあるもの ○兼職について服務監督権者の強化または承認を要する(昭和 52. 12. 1 教委教第 597 号による)

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第 二 条 第 三 号	○行政の運営上その地位を兼ねることが、特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	○一般行政及び教育行政の運営上特に必要な団体役員	○図書館協議会委員 ○児童館運営審議会委員 ○通学区域審議会委員 ○大学の講師になった場合 ○校長・教頭会理事会 ○校長・教頭会○○部会 ○○○教育研究会協議会理事会 ○町民会議理事会 ○社会体育協議会 ○体育協会役員会 ○市郡P連絡役員会 ○校長・各単P会場合同会議 ○市郡子連理事会(子供クラブ) ○九県P研究大会準備委員会 ○九県P研究大会事務局会 ○市郡P事務引継 ○教科等研究会監査 ○互助会評議員会 ○JRC役員会 ○体協役員会(中体連共催出張) ○中高連絡協議会理事会 ○地区保険総会事前打ち合わせ会 ○県学校保健会理事評議会・理事会 ○市郡研理事会 ○○○研究大会準備会実行委員会事務長会	○学校教育と関連の深い団体等であること ○役員であり役員として必要な事務であること
条例 第 二 条 第 四 号	○国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合	○国又は地方公共団体の機関、学校から委嘱を受けて講演、講義、指導、審査、調査、鑑定を行う場合 ○上記に類する公共的団体から委嘱を受けて教育的講演、講義、指導、審査、調査、鑑定を行う場合	○副読本編集委員 ○夏の友・冬の友編集委員 ○○○地区社会科作品審査会 ○水泳教室講師 ○高齢者学級講師 ○県P新聞編集委員 ○県P母親バレー高い選手、審判 ○地区野球大会監督会議	○公的機関、団体に対するもので教育的なものであること ○委嘱状(依頼状)があるもの

条例 規則	規 定	補 足	事 例	備 考
規則 第 二 条 第 四 号			<ul style="list-style-type: none"> ○母と子の読書教室指導者打合せ ○前任校PTA業務引継 ○中体連委嘱研究員 ○福祉関係発表依頼 ○体協審判(中体連共催出張) ○七夕、新年書き方審査委員(生協主催) ○委嘱校の研究発表会、事前打合せ会の講師・助言者・司会者 ○他行の校内研究会の講師 ○市町村婦人会総会講師 ○社会を明るくする運動大会(学校代表) ○県学童美術展企画委員会 ○九州地区ユースジュニア夏季研修会のコーチ 	
規則 第 二 条 第 五 号	<p>○職員の教養を目的とする講習会、講演会その他これに類するものであって、国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体が行うものに参加する場合</p>	<p>○国又は地方公共団体の機関、学校及びそれらに類する公共的団体が行うもので教職員にとって必要かつ有益と認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成市民会議 ○青少年健全育成研修会 ○社会教育委員研修会 ○社会体育研修会 ○剣道指導者研修会 ○スポーツ少年団実行委員会 ○スポーツ少年団大会説明会 ○交通安全協会総会 ○民生(児童)委員大会 ○吹奏楽指導者セミナー ○交通指導員協議会 ○交通対策協議会 ○防犯協会総会(役員会) ○PTA視察(研修)旅行 ○県・市P総会 ○単P合同研修会 ○県P指導者講習会、研修会 ○全・九・県P研究大会 ○文化祭打ち合わせ会、準備、後始末 ○教職員美術、書道展搬入 ○共済組合、互助会主催研修旅行(長期休業中 研) ○理科教育協会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○同窓会等親睦的団体の活動(時間外、年休) ○担当教科との関連と支障の程度とを考慮する

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第二条第五号			<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚教育振興会総会 ○日本教育界県支部総会、教育講演会 ○「視聴覚教育さが」編集会 ○PTA指導者講習会 ○全国海外子女教育研究大会 	県教委主催で学校代表
条例 第二条第六号	○国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合	○職務に関連ある試験を受ける場合	○採用選考試験	○庶務に関連のない試験を受ける場合 例えば、自動車免許（年休）
条例 第二条第七号	○職員団体（職員団体の登録に関する条例の規定により登録された職員団体をいう）の運営のため、特に必要な会合又はその他の業務に参加する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体の活動（無給職免） （※職員団体の規約に基づいて設置される決議機関（大会、中央委員会等職員団体としての意思決定を行うもので代議員制をとるものに限る。）、執行機関、投票管理機関、その他の機関に構成員として参加し、当該機関の業務に従事する場合に限る。） ○地公法第55条第8項の適法な交渉の場合（有給職免） 		○職員団体から文書による参加要請のあるもの
条例 第二条第八号	○地方公務員法第46条又は同法第49条の2第1項の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求若しくは不利益処分に関する不服申し立てに関し、人事委員会に出頭し若しくは地方公務員	<ul style="list-style-type: none"> ○地公法第46条による措置要請（人事委員会へ）と審査への出席 ○地公法第49条による不服申立（人事委員会へ）と審査への出席 		<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴・代理人（年休） ○証人・鑑定人・参考人等として出頭する場合（特別休暇）

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第二条第八号	法第47条又は同法第50条第1項の審理に出席する場合			
条例 第二条第九号	○その他勤務しないことについて特に認める規定による場合	○該当なし		
条例 第二条第十号	○その他特別の事由により人事委員会の承認を得た場合		<ul style="list-style-type: none"> ○消防団活動 (昭和49.7.8 教委教第318号) ○国体・県体の選手役員 (昭和49.10.1 教委教第462号) ○同和研修(昭和54.9.1 教委教第684号) ○献血 (昭和57.9.1 教委教第773号) ○風しん予防 (昭和58.5.12 教委教第249号) ○ヤングネットワーク・ウイング (平成9.8.14 教委教第299号) ○妊娠中の職員の休憩等 (平成10.6.19 教委教第87号) 	

2. 職免事例(2)

出張…◎、出張(旅費別途)…○、職免…△、年休…年休

△₃△₄△₅△₁₀は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第3号、4号、5号、10号該当の意味

(1) 教育研究所団体等

事例	取扱	備考
1 教科等研究会役員会(県)	△ ₃	業務遂行のための準備、打合…○、研究会出席…◎
2 教科等研究会部会打合会(県)	△ ₃	研究大会に係る計画、打合…○
3 特殊教育研究会、へき地教育研究会役員会等	△ ₃	教科等研究会準ずる。研究会出席…◎
4 保健体育研究会、数学教育研究会、理振、産振、造詣教育研等の役員会	△ ₃	県教委の補助、後援で教科研と同時活動研究会出席…◎
5 関西教育研修参加、教育工学研究会等への参加	△ ₅	学校課題、研究内容等当該工の教育に直接必要な研修…◎
6 同和教育研修参加(昭和54.6.8教委教684号)	△ ₁₀	学校運営上必要な業務…◎
7 特別支援学級親の会宿泊学習	◎	手をつなぐ親の会…◎、親子のつどい…職免
8 民間団体の研究会、講習会	△ ₅	年休または職免、長期休業中は年休または㊦
9 校長会(教頭会)等役員会		
10 校長会(教頭会)総会		教育委員会後援等で管理研修を兼ねている場合…◎

(2) 中体連・体教等関係

1 中体連理事会	△ ₃	業務遂行のための体育主任等打合、準備…◎
2 中体連大会委嘱委員	○	学校教育内容活動、生徒引率は…◎
3 同上(小学校教員の場合)	△ ₄	
4 体協(種目別)の協議役員、審判	約…△ ₃ 審…△ ₄	中体連と共催の場合…○ その他の場合…年休
5 体協(種目別)の協議会参加	年休	学校教育外活動、時間外、生徒引率は特業手当対象
6 練習試合引率(泊を伴うものを含む)		同上
7 県体、国体等への参加(役員・選手)	△ ₁₀	予選会の選手は年休、県代表選手は△ ₁₀

(3) 厚生・福祉関係

1 学校保健事業による集団検診を受けて、精密検査の必要がある場合	△	条例2-2
2 同上により診断された疾病の治療		病休または年休
3 3ヵ月、6ヶ月管理の者が診断書をもたらすための検診	年休	条例2-2
4 献血、腎臓バンク	△ ₁₀	
5 生協主催の七夕、新年書き方等審査員	△ ₄	
6 夏の友、冬の友の編集委員	△ ₄	生協主催で、郷土教育との関連が深い
7 弘済会関係	年休	
8 日教済関係	年休	

(4) 研修関係

事例	取扱	備考
1 長期休業中、スクーリングに出席		教員の場合㊦、事務職員の場合、引続き 30 日を限度として職免(条例 2-1)
2 上級免許所得のための講習会	△	条例 2-1 (長期休業中は教員の場合は㊦、
3 教育講演会 (記念講習会)	△ ₅	
4 民間業者主催の研究会、講習会(教育機器調理、染色、ダンス等)	△ ₅	
5 映写技術講習会		
6 市・町よりの同和研究会参加依頼	◎	
7 共済組合、互助会が計画する研修旅行参加	△ ₅	長期休業中…㊦ 慰安旅行…年休
8 長期休業中に全国修学旅行協会(全修協)が企画した研修行事	△ ₅	同 上
9 市・町・村が計画する海外研修視察への参加	△ ₅	同 上
10 長期休業中、旅行社または私的な研修計画に基づく海外研修旅行		原則として年休 大学の聴講許可等があり、職務遂行上有益…㊦

(5) 社会教育関係

1 PTA 役員会(県 P、市郡 P 等)	△ ₃	委員…規約にある役員として出席 学校代表として出席の場合は勤務扱い…○
2 PTA 総会等 (県 P、市郡 P) に役員参加	△ ₃	一般会員として参加の場合…年休、または△
3 青少協委、交対協委、公民館審議会、社協委等	△ ₂	委員…委嘱状のあるもの 学校の必要業務として出席の場合は出張…○
4 社会体育行事への参加 (特に小学校の場合)		時間外、児童引率は、学校体育関連のものは特業手当対象

(6) その他

1 入学式、卒業式、記念式典等への参加		学校代表として参列の場合は勤務取扱い
2 教職員間系の葬儀参列		同 上
3 職員旅行(職員研修旅行)	年休	原則として年休
4 生徒引率(教育内活動)	◎	
5 日曜日に、児童生徒の事故発生、学級担任等が現場に急行し、対応した場合		時間外勤務 (給特法)
6 地域団体等より作品審査依頼	△ ₄	
7 中体連委嘱研究員	△ ₄	
8 福祉関係発表依頼		当該校教育に直接必要な研修会、協議会等に学校代表として出席…◎
9 自分の辞令交付式に出席	◎	ただし、在勤地内での辞令校務への出席は勤務そのものまた、新採の辞令交付も勤務そのもの
10 子や配偶者の祭日	年休	

3. 出張・年休事例

出張取扱い	年休取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ○就学適正委員会 ○民生(児童)委員会 ○ボランティア活動児童生徒引率 ○防火管理者取得講習会 ○福祉関係研究会協議会(学校代表) ○手をつなぐ親の会 ○地区学校保健会総会 ○子ども自転車高井児童引率 ○集団宿泊指導担当者研修会(県少年自然の家) ○基礎統計・統計グラフ講習(県総務部長) ○緑の少年団研修会(児童引率) ○地区緑の少年団交流研修大会(児童引率) ○ボランティア活動協力校担当者連絡協議会 ○教育センター等の要請による発表・助言・講師(旅費別途) ○児童問題について民生委員会との懇親会(町民生委主催) ○矯正施設・福祉センターへの生徒引率、面接 ○学校訪問日程打合せ、便覧提出 ○ミニバスケット(全国)大会児童引率 ○マーチングフェスティバルの児童引率 ○教育長表彰出席 	<ul style="list-style-type: none"> ○盆おどり実行委員会 ○敬老会 ○婦人会 ○生協総代会(県の総代会年一回のみ職免可能) ○生協理事会 ○生協支部監査 ○生協商品検討委員会 ○教育会館理事会 ○日教済説明会 ○〇〇〇神社祭参加 ○戦没者慰霊祭 ○有朋会学校委員会 ○職員研修旅行 ○子や配偶者の祭日 ○校長・教頭試験 ○日本教育会理事会・評議員会 ○学童オリンピック、水泳競技会引率(体協主催) ○一日お父さん(福祉主催) ○町植樹祭(林業関係) ○国際選抜体操大会役員会、準備会 ○さわやか杯県代表の選手監督の出場(主催日本バレー協会)

4. 勤務取扱い、自発勤務・時間外を原則とする事例

勤務取扱い	自発勤務・時間外
<ul style="list-style-type: none"> ○入学式、卒業式、記念式典等参加(学校代表) ○教職員間の葬式参列(学校代表) ○旅費規程に該当しない校外での勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語検定試験生徒引率 ○県吹奏楽連盟主催の大会出場、マーチング講習会(教育委員会又は教育団体が共催し、学校教育活動として行われる場合の引率は出張可能) ○ボランティアワークキャンプ児童生徒引率(学校教育活動として行われる場合の引率は出張可能) ○競技力向上強化合宿の生徒引率指導

平成30年度 佐賀県公立学校教頭会 法制部

部長	諸永 成樹	佐賀市立循誘小学校
副部長	西川信一郎	有田町立有田中部小学校
部員	貞包 典子	神崎市立千代田中部小学校
部員	宮崎 彰	嬉野市立吉田中学校